

意見募集（パブリックコメント）

市立病院では、「砂川市病院事業経営強化プラン(案)」の策定にあたり、次のとおり皆さんからご意見を募集しています。

－募集する意見－

名称	砂川市病院事業経営強化プラン（案）
内容	国（総務省）が定めた「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和6年度から同9年度までを計画期間とし、病院事業の経営強化に総合的に取り組むことを目的とした「砂川市病院事業経営強化プラン（案）」に対するご意見
詳細・提出	市立病院経営企画課企画係 TEL：54-2131 FAX：54-0101 Eメール：info@med.sunagawa.hokkaido.jp 郵送：〒073-0196 砂川市西4条北3丁目1-1 砂川市立病院企画係宛



市ホームページ

- ・ **応募対象** 市内に在住、在勤、在学している方、その他本計画に関係する個人または団体など
- ・ **提出方法** 所定の様式に必要事項を記入のうえ、FAX、Eメール、郵送、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函、または市ホームページ内のパブリックコメント専用フォームでご提出ください。
- ・ **閲覧場所** 市ホームページ、市立病院1階総合待合、市役所1階ロビー、公民館、地域交流センターゆう、南地区・北地区コミュニティセンター
- ・ **応募期間** 3月21日(木)まで

パブリックコメントとは、公的機関が計画や条例などを策定するときに、案の段階で意見・要望などを募集し、寄せられた意見・要望などを考慮しながら案を決定するとともに、それらに対する考え方もあわせて公表していく制度です。

～新住所地で選挙の投票をするために～

引っ越しをしたら住民票の手続きを忘れずに！

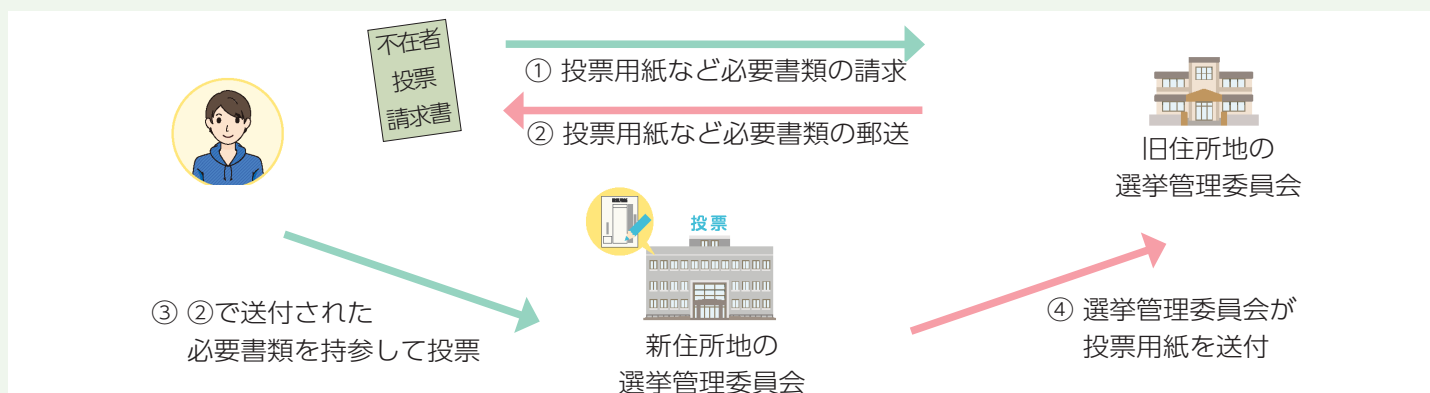
進学や就職などで引っ越しをする方は、住民票の手続きを忘れずに行いましょう。新しい住所に住民票を移した場合、次のとおり選挙の投票ができます。

- 住民票を移してから3か月が経過すると、新しい住所地で投票できます。
- 住民票を移してから3か月が経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。
※引っ越し前の住所地に3か月以上住んでいた必要があります。

Q 旧住所地に行けない場合は？

A 引っ越し前の住所地に行けない場合、「不在者投票」ができます！

- ・不在者投票は選挙期間中に仕事や旅行などのため、現住所地以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。
- ・投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。



問選挙管理委員会 TEL 74-8794